

岩手県告示第 267 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を変更したいので、その旨公告する。

平成 20 年 3 月 28 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 都市計画の種類 都市施設（流通業務団地）
 - 2 都市計画を変更する土地の区域 花巻市空港南一丁目及び空港南二丁目（別紙図面のとおり。）
 - 3 変更に係る都市計画の案の縦覧の期間及び場所
 - （1） 期間 平成 20 年 3 月 28 日から平成 20 年 4 月 11 日まで
 - （2） 場所 岩手県県土整備部都市計画課及び県南広域振興局花巻総合支局土木部並びに花巻市役所本庁建設部都市計画課、花巻市役所大迫総合支所建設部部担当、花巻市役所石鳥谷総合支所建設部部担当、花巻市役所東和総合支所建設部部担当
- 備考 「別紙図面」は、省略し、都市計画の案の縦覧場所に備えておいて縦覧に供する。